

自動車保険の保険料見直しに関するご案内



まだ誰も知らない安心を、ともに。

平素よりあいおいニッセイ同和損保の自動車保険をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。
あいおいニッセイ同和損保では、ご契約条件ごとの保険金のお支払状況等を踏まえ、保険料の見直しを行いました。
保険料の見直しについてご理解を賜りますとともに、引き続きあいおいニッセイ同和損保の自動車保険をご愛顧いただきますよう、何卒よろしく願い申し上げます。

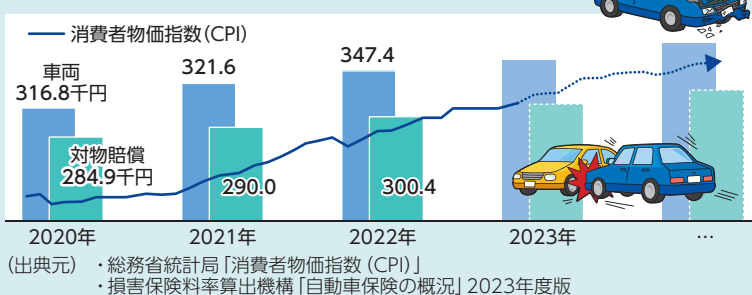
保険料見直しの概要

- 当社は令和6年1月に保険料の引上げを実施しましたが、世界的な物価上昇の傾向や自然災害の増加等が依然として続いており、自動車保険における保険金のお支払いは更に増加しています。
このような状況を踏まえ、今後も社会インフラとしての自動車保険を安定して提供していくため、保険料の見直しを行いました。
- 本見直しに伴い、実際にお客さまにご負担いただく保険料は、引上げ傾向となります。
- ただし、個々のお客さまにより引上げとなるケースと引下げとなるケースがありますので、保険申込書等に記載の保険料をご確認ください。

物価上昇に伴う支払保険金の増加

- 近年の世界的な物価上昇に伴い、さまざまなモノ・サービスの価格が上昇しており、令和6年1月に実施した保険料引上げ以降も上昇傾向は続いています。
- 自動車保険においては、事故によりご契約のお車が壊れた場合の修理費を補償する「車両保険」や、相手のものへ与えた損害賠償等を補償する「対物賠償保険」などにおいて、お支払いする保険金の額が増加しています。
- 衝突被害軽減ブレーキなどの性能の高い機能を搭載した自動車の普及で、事故1件あたりの保険金は上昇傾向にあります。

お支払い1件あたりの修理費と消費者物価指数の推移



自然災害の多発に伴う支払保険金の増加

- 近年では、雹災被害など、自然災害によるお車への損害に対してお支払いする保険金が増加しています。
- 台風や雹災などの自然災害は、一度発生すると広い地域にわたって損害が発生し、お支払いする保険金の増加要因となります。

直近(2023年度まで)の大規模自然災害

2023年度	台風2号(6月)、雹災(6,7月)、豪雨(6,7月)
2022年度	雹災(6月)、台風14号、台風15号
2021年度	豪雨(8月)

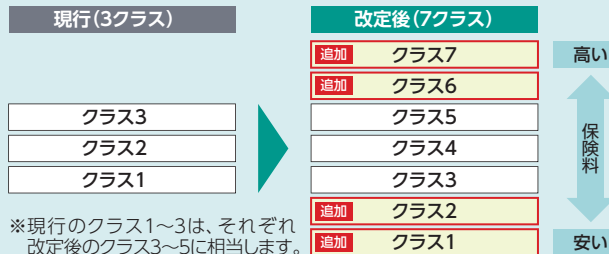
交通量の回復に伴う事故の増加

- 事故の件数は新型コロナウイルス感染症の蔓延等に伴って大幅に少なくなったものの、社会活動が徐々に回復するにいたがって交通量が増え、事故が増加しています。

保険料率区分に関する改定

1 自家用軽四輪乗用車の型式別料率クラスの拡大

- 自動車保険では、自動車ごとの特性(形状・構造・装備・性能)などの個々の自動車ごとにリスクに差が見られるため、型式別の料率クラスを適用し、保険料に反映させています。
- 自家用軽四輪乗用車の普及に伴い、衝突被害軽減ブレーキをはじめとする先進運転支援システム技術の向上による自動車ごとの安全性能の多様化などにより、型式ごとのリスク実態にも差が見られるようになったため、3クラスから7クラスに拡大します。



2 記名被保険者年令別料率区分の細分化

- 自動車保険では記名被保険者の年令別に事故が起きるリスクの較差があることから、運転者の年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」で設定した場合は、記名被保険者の年令に応じた保険料を設定しています。
- 記名被保険者の年令に応じた保険料負担の公平性をより一層図るため、「75才以上」の記名被保険者年令別料率区分を、「75~79才」「80才以上」の2区分に細分化します。
- 「80才以上」のお客さまの保険料は引上げ傾向となります。

現行		改定後
運転者年令条件	記名被保険者年令別料率区分	記名被保険者年令別料率区分
26才以上補償 35才以上補償	29才以下	29才以下
	30~39才	30~39才
	40~49才	40~49才
	50~59才	50~59才
	60~64才	60~64才
	65~69才	65~69才
	70~74才	70~74才
	75才以上	75~79才 80才以上 (細分化)

商品改定に伴う主な保険料の改定

1 人身傷害保険

- 人身傷害における補償範囲を拡大する特約として、自動車事故特約と交通事故特約がありましたが、自動車事故特約を廃止して、自転車での転倒事故等を含む幅広い補償の交通事故特約に一本化します。
- 交通事故特約をセットした場合の人身傷害保険の保険料例は、以下のとおりです。

用途車種	改定前 (自動車事故特約)	改定後 (交通事故特約)	差額
自家用普通・小型乗用車	月額280円 (一時払3,210円)	月額620円 (一時払7,100円)	月額+340円 (一時払+3,890円)
自家用軽四輪乗用車	月額340円 (一時払3,930円)	月額670円 (一時払7,670円)	月額+330円 (一時払+3,740円)

2 日常生活賠償 (受託物賠償追加型) 特約

- 本特約で補償する日常生活における賠償リスクの範囲を拡大し、日本国内で受託した受託品の損壊、紛失または盗取について法律上の損害賠償を負担することによって被る損害を補償の対象に追加します。
- 補償の見直しおよび直近の本特約の保険金お支払い状況を踏まえ、保険料を見直します。

特約	改定前	改定後	差額
日常生活賠償 (受託物賠償追加型) 特約	月額160円 (一時払1,850円)	月額250円 (一時払2,850円)	月額+90円 (一時払+1,000円)

3 弁護士費用に関する特約

- 本特約の支払基準の見直しおよび直近の本特約の保険金お支払い状況を踏まえ、保険料を見直します。

特約	改定前	改定後	差額
弁護士費用 (自動車事故) 特約	月額270円 (一時払3,100円)	月額350円 (一時払4,000円)	月額+80円 (一時払+900円)
弁護士費用 (自動車・自転車事故型) 特約	月額310円 (一時払3,500円)	月額440円 (一時払5,000円)	月額+130円 (一時払+1,500円)
弁護士費用 (自動車・日常生活事故型) 特約	月額380円 (一時払4,300円)	月額530円 (一時払6,000円)	月額+150円 (一時払+1,700円)

4 ロードサービス費用特約

- 本特約をセットした場合に提供する、ロードアシスタンスサービス「レッカー現場急行サービス」のレッカーけん引の距離を無制限で提供します。また、これに伴い本特約における補償を見直します。
- 補償の見直しおよび直近の本特約の保険金お支払い状況を踏まえ、保険料を見直します。

特約	改定前	改定後	差額
ロードサービス費用特約 [代車補償対象外]	月額240円 (一時払2,790円)	月額280円 (一時払3,250円)	月額+40円 (一時払+460円)
ロードサービス費用特約 [代車補償拡張レンタカー費用型7,000円]	月額1,180円 (一時払13,500円)	月額1,300円 (一時払14,850円)	月額+120円 (一時払+1,350円)



ご注意

「満期を迎えるご契約」の保険期間が1年を超える場合、保険期間中に実施した複数の商品・保険料改定の影響を一度に受けるため、「今回継続のご契約」の保険料が大幅に高くなる場合^(注)や、補償内容が大きく変更となる場合があります。

(注) 当社では令和6年1月に保険料の引上げを実施しています。また、今回の令和7年1月の改定では保険期間が1年を超えるご契約の保険実績の悪化を踏まえ、1年契約と比べて保険料の改定幅が大きくなっています。

* 保険料例は、下記ご契約内容の場合の保険料です。ご契約内容や保険期間が長期の場合等により上記と保険料が異なります。

■ ご契約内容 (タフ・クルマの保険) (改定前…始期日: 令和6年1月、保険期間1年 改定後…始期日: 令和7年1月、保険期間1年)

- 自家用普通・小型乗用車または自家用軽四輪乗用車 20等級・事故有係数適用期間0年、35才以上補償、記名被保険者年齢別料率区分: 40~49才、料率クラス: 自家用普通・小型乗用車の場合…車両クラス7、対人・自損クラス7、対物クラス7、傷害クラス7、自家用軽四輪乗用車の場合…改定前: 車両クラス2、対人・自損クラス2、対物クラス2、傷害クラス2、改定後: 車両クラス4、対人・自損クラス4、対物クラス4、傷害クラス4、初度登録年月: 令和6年1月、新車割引: あり、ASV割引: なし、運転免許証の色: ゴールド、使用目的: 日常・レジャー使用
- 人身傷害保険補償内容 保険金額: 5,000万円、改定前・自動車事故特約: あり、改定後・交通事故特約: あり、その他本資料中に記載のない他の特約・割引はなし
- 払込方法 口座振替12回払または一時払

●このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「タフ・クルマの保険パンフレット」「タフビズ事業用自動車総合保険パンフレット」のいずれかのパンフレットおよび「重要事項のご説明」をあわせてご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり (普通保険約款・特約)」をご用意していますので、必要に応じて当社ホームページでご参照ください。もしくは、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問い合わせください。

●「タフ・クルマの保険」は個人総合自動車保険、「タフビズ事業用自動車総合保険」は一般総合自動車保険のペットネームです。

●契約取扱者が当社代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、当社代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
(カスタマーセンター) TEL:0120-101-101 (無料)
電話受付時間 平日:9:00~19:00 土日・祝日:9:00~17:00
(年末年始は休業させていただきます)
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

(2024年9月承認) GB24-300370 [QK85]